

## 作成上の留意点

### 1 医療施設整備に関する補助について

#### (1) 沖縄振興公共投資交付金

沖縄振興公共投資交付金制度要綱別紙1に掲げる48事業

沖縄振興公共投資交付金は、医療施設等施設整備費補助金と医療提供体制施設整備交付金  
がもととなっており、補助率は3/4となっております。

各事業の事業対象者及び事業内容並びに交付に係る手続き等については、これら交付要綱  
や各種実施要綱等をご確認ください。

#### (2) 医療施設等施設整備費補助金

対象者や補助率については事業によって異なるため、詳細は同補助金交付要綱をご確認く  
ださい。

#### (3) 医療提供体制施設整備交付金

対象者や補助率については事業によって異なるため、詳細は同交付金交付要綱をご確認く  
ださい。

※ (1)と(2)で重複する事業や(1)と(3)で重複する事業は、補助率の高い(1)が有利となりますが、  
(1)は財源が限られているため、本調査で補助対象であると確認できた場合でも、(2)又は(3)を  
案内する場合があります。

### 2 各事業に共通する留意事項

(1) 今回の事業計画書の提出により、交付金の交付が確約されるものではありません。

(2) 令和9年度中(交付決定以後から令和10年3月31日までの期間)に契約し、着工し竣工  
させることが条件です。交付決定以前に契約し、着工又は竣工している場合は交付の対象と  
なりませんのでご注意ください。

また、交付決定時期は、毎年9月～12月頃となっておりますので、着工時期等工期について  
も十分に検討したうえで計画を立案してください。

なお、やむを得ず、工期が1年以上又は年度をまたぐ場合、補助金を2年度以上にかけて  
交付することも可能です。この場合は、事業化に当たって調整し決定していくことになりま  
す。

(3) 沖縄振興公共投資交付金は、財源が限られているため、補助対象であると確認でき、事業  
化が可能と判断された場合でも、事業化を見送る又は事業化できない場合や、医療施設等施  
設整備費補助金や医療提供体制施設整備交付金を案内する場合があります。

(4) 土地の取得や整地に要する費用や設計その他工事に伴う事務に要する費用は補助対象外  
です。詳しくは各交付要綱をご確認ください。

- (5) 事業により取得し、又は効果の増加した不動産及びその従物については、所定の期間（処分制限期間）が経過するまでは、国の承認を受けずに当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し貸付、又は担保に供してはならないことになっています。

所定の期間（処分制限期間）が経過する前に当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供する場合は、本県の許可が必要となりますので必ずご報告してください。またその場合は、交付金の返還等が生じ得ますことを申し添えます。なお、医療施設（建物）の処分制限期間の目安は、最大 39 年となっています。

### 3 提出書類について

#### (1) 平面図

ア 整備する箇所が判別できるよう対象部分を配色するなど工夫すること。

イ 余白には整備面積の積算を記載すること。

#### (2) 見積書

ア 総額のみでなく、費用の内訳が分かるようにすること。

イ 費用ごとに、消費税抜額、消費税込額及び消費税額が分かるようにすること。

ウ 補助対象外経費が含まれる場合、費用ごとに、補助対象内経費、補助対象外経費及び合計額が分かるようにすること。

#### (3) その他参考となる資料

ア 事業に伴う「寄付金その他の収入」がある場合は、その内容が分かる資料を提出すること。

イ 土地を取得していない場合は、進捗状況等概況が分かる説明資料を提出すること。

### 4 提出方法について

以下のとおり、メール又は郵送で提出すること。

#### (1) 郵送で提出する場合

ア 紙ファイル、見積書の背表紙、ホッチキス等は全て外し、書類部分のみ提出すること。

イ 可能な限り A 4 判として提出すること。

#### (2) メールで提出する場合

PDF データをメールで提出すること。